

## 【事務主体について】

### <現行制度の考え方>

地域再生エリアマネジメント負担金制度（以下「本制度」という。）は、反対者を含む地域の事業者から、公権力の行使により私有財産たる金銭の強制徴収を行う制度であることを踏まえ、徴収可能な対象として、エリアマネジメント活動により受けると見込まれる利益の範囲内である点を規定しており、加えて3分の2以上の受益事業者の同意を得ることを要件としていることから、受益事業者の範囲及び当該活動によって受ける利益の内容や程度が明確であることを要する。このため、当該活動により地域の事業者が概ね等しく利益を受けることが見込まれる等利害関係が一致し、反対者からも負担金を徴収する合理性が担保できる範囲として、

①自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって、

②当該地域の（中略）事業者が集積している地域

を導入対象地域としており（地域再生法第5条第4項第6号）、複数都道府県をまたぐ等の広域な地域での導入は想定されない。

また、エリアマネジメント活動は、一般的に集積した商業地等の特定のエリアを単位に、イベントの開催等民間主体でまちづくりや地域経営を積極的に行う取組であり、活動地域の商業等の都市活動の実態を踏まえて行われるものであるところ、当該活動に係る地域来訪者等利便増進活動計画（以下「活動計画」という。）の認定は、当該地域の都市計画等に関する知見や責任を有する主体が行うこととしている。

さらに、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が住民の日常生活に直結する事務処理を幅広く包括的に担う旨定めた地方自治法の考え方も踏まえ、以上の観点を満たす主体として、本制度の事務主体は市町村と規定している。

実際に、大阪府大阪市における本制度の活用事例についても、大阪駅周辺の事業者が集積している数街区において、受益事業者の範囲及び利益の内容や程度を明確化した上で、大阪府が事務主体となり、本制度を導入しているところ。

なお、仮に複数の市町村にまたがる区域でエリアマネジメント活動が行われる場合であっても、各市町村が個々に活動計画の認定及び条例の制定を行うことで本制度の活用が可能である。

### <回答>

提案いただいた情報の限りでは、提示された具体的な支障事例は上記①・②の要件を満たすことは困難であると考えられ、またその他の同趣旨の要望は確認されていないことから、現段階では要件見直しの必要性が認められないと考える。

他方で、①・②を満たす区域で複数自治体にまたがり、かつ、その受益事業者の範囲及び利益の内容と程度を具体化できるエリアマネジメント活動をより具体的に提示されるようであれば、対応の可否を検討し、結論を得ることとする。

**【更新手続きについて】**

＜現行制度の考え方＞

上述のとおり本制度は金銭の強制徴収を伴う制度である点を踏まえ、活動計画については、市町村の関与の下、当該活動実施団体のガバナンスを確保し、負担金の徴収を受ける事業者の権利を保護する観点から、一定期間ごとに活動の効果を検証し、計画期間終了後に活動を継続する場合には新たな計画の認定を要することとするのが適当である。このため、海外のB I Dの取組や国内の他制度において類似の観点で設けられた計画期間の年数の上限等も参考にしながら、計画期間の上限を設けている。

＜回答＞

公権力の行使による負担金徴収を可能とする活動計画の期間について、何ら制限なくエリアマネジメント団体等の判断で設定できることとすることは適当ではなく、またその他の同趣旨の要望は確認されていないことから、ご提案の内容については、対応が困難であると考えます。